

平成 1 9 年 第 1 回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 1 9 年 8 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	1
3	召集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付した事件	2
12	会議の経過	2
	(1)開会の宣告	2
	(2)議席の指定	2
	(3)招集者あいさつ	3
	(4)副広域連合長あいさつ	3
	(5)会議録署名議員の指名	3
	(6)会期の決定	4
	(7)議長の選挙	4
	(8)認定第1号の上程、説明、採決	5
	(9)議案第13号の上程、説明、採決	9
	(10)議案第14号の上程、説明、採決	10
	(11)閉会の宣告	12

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年7月6日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日時 平成19年8月10日(金)午前11時

(2) 場所 福島テルサ3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

ア 議長の選挙

イ 平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

ウ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

エ 福島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

2 招集年月日

平成19年8月10日

3 招集の場所

福島テルサ3階あぶくま

4 会議の時刻

平成19年8月10日午前11時1分開会、午前11時46分閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君	2番 櫛田 一男君	3番 白井 英男君
4番 仁志田昇司君	5番 竹内 昶俊君	6番 小林日出夫君
7番 鈴木 義孝君	8番 菅野 典雄君	9番 田澤 豊彦君
10番 佐川庄重郎君	11番 河内 幸夫君	12番 市川 清純君
13番 高橋 宣博君	14番 鈴木 征君	15番 折笠 三吉君
16番 猪狩 利衛君		

6 不応招議員

なし

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸	孝則君	副広域連合長	古川	道郎君
会計管理者	梅津	裕君	監査委員	新保	勝也君
事務局長	篠木	栄君	事務局次長	小川	武君
総務課長	佐久間	健司君	業務課長	齋藤	良裕君
資格管理係長	江尻	栄彦君	給付係長	紺野	則夫君

10 議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議長の選挙

日程第5 認定第1号 平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第13号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第14号 福島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に同じ。

12 会議の経過

事務局次長（小川 武君） 定例会の開会に先立ち、ご説明申し上げます。議長につきましても、現在、任期満了のため空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、規定により、副議長が議長の職務を行うこととなります。それでは、折笠副議長、議長席によろしくお願いいたします。

（折笠副議長 議長席に着席）

(1)開会の宣告

副議長（折笠三吉君） ただ今の出席議員は定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。（午前11時1分）

(2)議席の指定

副議長（折笠三吉君） 日程第1「議席の指定」を行います。

今回、補欠選挙において当選された議員の議席を、竹内昶俊君は5番、田澤豊彦君は9番、佐川庄重郎君は10番、河内幸夫君は11番、猪狩利衛君は16番に指定します。

(3)招集者あいさつ

副議長（折笠三吉君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありましたので、これを許します。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） ごあいさつ申し上げます。本日、ここに平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜りまして、厚く御礼を申しあげる次第でございます。

また、この度は、任期満了に伴う広域連合議会議員の補欠選挙が執行されたところでございますが、当選を果たされました5名の議員の皆様に対しまして、改めて祝意を表す次第でございます。

さて、本広域連合は平成19年2月1日に発足し、準備事務をすすめておりましたが、来年4月からの制度施行まで残り8ヶ月を切りました。27万人を超えると見込まれます被保険者の方々に、安心して新制度に移行していただけるよう、責任の重大さを改めて感じておるところでございます。今後、より一層構成市町村と緊密な連携を図りながら、万全の準備を整えていく所存でございます。

本定例会には、まず、「平成18年度広域連合一般会計の決算の認定」、次に、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、次に、「広域計画の策定」をご提案申し上げたところでございます。十分なるご審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。議会召集に際しましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(4)副広域連合長あいさつ

副議長（折笠三吉君） 次に、副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許します。副広域連合長。

副広域連合長（古川道郎君） ごあいさつ申し上げます。3月の広域連合議会臨時会で選任のご同意をいただき、4月1日付けで副広域連合長に任命されました、川俣町長の古川道郎でございます。

現在、医療制度の将来を見据えた「医療制度改革」が進められていますが、75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」は、その柱の一つとなるものでございます。

新しく後期高齢者医療制度がスタートする時期に、その担い手として財政運営を行う広域連合の、副広域連合長という大役を仰せつかりまして、その重責に身の引き締まる思いでございます。議員の皆様のご指導をいただきながら、副広域連合長として、広域連合長を補佐し、広域連合を適正に運営していくために、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願いいたしますを申し上げまして、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(5)会議録署名議員の指名

副議長（折笠三吉君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、及び12番市川清純君を指名します。

(6)会期の決定

副議長（折笠三吉君） 日程第3「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（折笠三吉君） 「異議なし」と認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(7)議長の選挙

副議長（折笠三吉君） 日程第4「議長の選挙」を行います。議長につきましては、任期満了に伴い空席となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（折笠三吉君） 「異議なし」と認めます。よって議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、お諮りします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（折笠三吉君） 「異議なし」と認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

福島県後期高齢者医療広域連合議会議長に河内幸夫君を指名します。

お諮りします。

ただ今副議長が指名しました河内幸夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（折笠三吉君） 「異議なし」と認めます。よって、河内幸夫君が、福島県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された河内幸夫君が議場におられますので、当選を告知します。

河内幸夫議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長あいさつ

議長（河内幸夫君） ただ今、議長に選出を賜りました河内幸夫でございます。その任の重大さを痛感しているところでございます。

ただ今、連合長のごあいさつにもございました。いよいよ、来年4月の実施、今、事務当局、そして各構成自治体が連携を取りながら、準備作業を進めていることと思うわけでありますが、実施に向けて、相当、難問、難題もこれから発生しようかと思っております。そういう中、私ども議会が、しっかりとその機能を発揮しながら、この制度がスムーズに実施されるように、当議会の円満な、円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げまして、あいさつに代えます。よろしくお願いたします。

副議長（折笠三吉君） ここで議長を交代します。河内幸夫議長、議長席にお着き願います。

議長（河内幸夫君） それでは、議長を交代いたしました。

(8) 認定第1号の上程、説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第5「認定第1号平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 提案理由の説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願いたいと存じます。

「認定第1号平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて認定に付します。

内容につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（篠木栄君） 「認定第1号平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてご説明いたします。議案書の3ページをお開き願います。

平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合決算書でご説明いたします。6ページをお開き願いたいと思います。

1番、平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書でございます。こちらが総括表になってございます。なお、今回の決算は、平成18年度2月、3月の2か月分となっております。歳入の部、歳入合計を読み上げます。予算現額7,835,000円、調定額7,833,896円、収入済額7,833,896円、不能欠損額、収入未済額、いずれも0円でございます。予算現額と収入済額との比較が1,104円の減となっております。

次に、歳出の合計を申し上げます。予算現額7,835,000円、支出済額7,558,179円、翌年度繰越額0円、不要額276,821円となっております。予算現額と支出済額との比較276,821円の減でございます。

6ページの左下のところでございますが、歳入歳出差引残額275,717円につきましては、翌年度へ繰り越しさせていただきます。

次に、8ページをお開き願います。2番、平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書で詳細をご説明いたします。

まず歳入の部でございますが、1款諸収入、1項雑入、1目雑入、当初予算額14,142,000円、補正予算額6,307,000円の減額補正でございます。予算現額の合計が7,835,000円となっております。調定額7,833,896円、収入済額7,833,896円、不納欠損額、収入未済額0円でございます。

備考欄をご覧いただきたいと思います。財団法人福島県市町村振興協会後期高齢者医療広域連合運営経費交付金7,833,000円が主なものとなっております。

なお、この財団は、宝くじの収益金を市町村の振興事業に活用する機関として設立されましたものでございまして、今回の広域連合の設立に伴う市町村の負担増に対し、支援のため交付されたものでございます。

次に、10ページをお開き願います。歳出の部でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費、当初予算額423,000円、補正予算額114,000円の減額補正です。予算現額の合計が309,000円、支出済額が210,032円、不用額が98,968円、備考欄のところで議会費となっておりますが、210,032円、こちらは、3月28日の臨時会開催に要した会場使用料、それから議員の報酬月割1か月分となっております。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。当初予算額12,529,000円、補正予算額5,167,000円の減額補正です。予算現額の合計が7,362,000円、支出済額が7,311,753円、不用額50,247円でございます。備考欄を説明いたします。

まず、1つめが、広域連合長報酬等13,474円となっております。連合長報酬の月割り1か月分等でございます。

次に、派遣職員人件費等5,534,698円でございます。こちら、派遣職員4人分の人件費につきまして、派遣元の県・市・町に負担金として支出したものでございます。

次に、臨時職員雇用費、287,289円でございます。こちらは、臨時職員1人分の人件費でございます。

次に、事務局物件費等1,129,792円、こちらは事務用消耗品等でございます。

次に、財政管理費346,500円、こちらは議案書作成等の経費でございます。

次に、10ページの左下に移りまして、2目会計管理費、当初予算額40,000円、予算現額の計が40,000円、支出済額13,965円、不用額26,035円でございます。備考の欄で、会計管理費として13,965円でございます。こちらは振込みの手数料でございます。なお、4月1日以降につきましては、指定金融機関との契約で、振込手数料は0円となる予定でございます。

次に、12ページをお開き願います。2項選挙費、1目選挙管理委員会費、当初予算額103,000円、補正予算額88,000円の減額補正。予算現額合計15,000円、支出済額が14,119円、不用額が881円。備考欄で選挙管理委員会費14,119円としてございます。こちらは、4月1日選任のため報酬の支出はございませんでした。

次に、3項監査委員費、1目監査委員費。当初予算額46,000円、補正予算額37,000円の減額補正です。予算現額の計が9,000円、支出済額が8,310円、不用額690円でございます。備考欄で監査委員費8,310円としてございます。こちら4月1日選任のため報酬の支出はございません。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。当初予算額1,001,000円、補正予算額901,000円の減額補正でございます。予算現額の合計が100,000円、支出済額0円で不用額が100,000円でございます。予備費については手をつけずに済んでございます。

歳出合計が当初予算額14,142,000円、補正予算額6,307,000円の減額補正です。予算現額の合計が7,835,000円、支出済額7,558,179円、不用額が276,821円となっております。

以上、予算につきましては、適正執行、節減に努めたものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

3番、実質収支に関する調書でございます。一般会計、こちらは単位が千円でございます。

1、歳入総額7,834,000円、2、歳出総額7,558,000円、3、歳入歳出差引額276,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0円でございます。5、実質収支額276,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、こちら0円でございます。

次に15ページでございますが、4、財産に関する調書、(1)公有財産、(2)物品、(3)債権、(4)基金、いずれも該当ございません。

次に、17ページをお開き願います。平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合主要事業実績調書をご説明いたします。

18ページをお開き願います。主要な事務事業執行上の重点事業とその成果を記載してございます。前段は、広域連合発足までの経過を記載してございますので2段落目から読み上げます。

平成18、19年度は、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行に向けた事務の準備行為を行うものであり、平成18年度については、下記の重点事業を中心に事務事業を実施したものでございます。

重点事業、1番と2番につきましては、同日、同所で行っております。

まず、1番、広域連合長選挙でございますが、2月1日、福島テルサにおきまして、構成市町村長による選挙の結果、福島市長瀬戸孝則氏が当選しております。引き続き2番の広域連合発足式を行ってございます。

次に、19ページの3番、広域連合議会議員選挙でございます。告示日を2月1日といたしまして、2で、議員選挙に関する説明会を開催してございます。2月9日、須賀川市におきまして、構成市町村の議会事務局の担当課長を対象として、広域連合の概要を説明した後、立候補があった場合の各市町村議会での選挙の方法について説明してございます。

次に、3、選挙でございますが、3月1日から3月12日の期間、各市議会で選挙が行われました。選挙の区分のところでございますが、議員には4つの選出区分がございますが、そのうち、市長、町村長、町村議会議員の区分につきましては、それぞれ定数4名に対し、候補者も4名だったため無投票となり、市議会議員の区分につきましては、定数4名に対し、候補者が5名だったため、全13市議会において選挙を行いました。

4、選挙会でございますが、3月15日、自治会館におきまして、選挙立会人、記載の3人の立ち会いのもと実施しております。この選挙会において当選人を決定し、同日公示しております。

次に20ページをお開き願います。4番、後期高齢者医療制度に関する実務者研究会でございますが、2月21日、国保会館において、構成市町村の後期高齢者医療担当者

の出席によりまして開催しております。事務解説及び検討課題第1版によりまして実務の詳細を協議してございます。

次に、5番でございますが、市町村後期高齢者医療担当課長会議を開催してございます。3月22日、福島テルサにおきまして構成市町村後期高齢者医療担当課長の出席で開催してございます。議題といたしましては、3月28日の臨時会議案について説明し、承認をいただいております。(2)のところで、平成19年度の市町村負担金について、4月、7月、10月、1月の分割納付について説明してございます。

次に21ページをご覧くださいと思います。6番、平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開催してございます。こちらは広域連合初めての議会でございます。3月28日、福島テルサにおいて、広域連合議会議員16名中15名の出席をいただいております。議題の主なものを説明いたします。

(2)、(7)で議長の選挙、副議長の選挙を行っております。(9)専決処分の承認を求めることについて17件、(10)福島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例ほか条例の制定について9件、こちらで、自治体として必要となる条例、平成18年度一般会計予算について、承認及び議決をいただいております。(11)平成18年度一般会計補正予算で減額補正を議決してございます。次に、(12)で平成19年度一般会計予算636,242,000円を議決してございます。(13)指定金融機関の指定を行っております。(14)、(15)につきましては、副広域連合長、監査委員の選任同意をいただいております。(16)は、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行っております。

以上が、認定第1号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(河内幸夫君) 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。監査委員。

監査委員(新保勝也君) それでは、平成18年度決算の審査意見について申し上げたいと思います。

去る、平成19年7月4日でございますが、平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

内容につきましては、一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等につきまして、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、予算が適正かつ効率的に執行されているか等につきまして、職員の方々にお話をお聞きいたしました。また、関係証拠書類の照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

その結果、審査に付されました、一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、いずれも法令に準拠しておりまして、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認めました。

決算でございますが、先ほど説明がございましたように、歳入額は7,834,000円、歳出額が7,558,000円、歳入歳出差引額が276,000円ということでございまして、一般会計の決算収支は276,000円の黒字となっております。

以上をふまえての、審査結果の意見を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本県の経済情勢はようやく上向きという傾向でございますが、ただ、大都市圏からみますと回復の遅れがみられる、ということでございます。

このような状況下におきまして、平成20年4月からは新たな制度が開始されるという

こととございます。そのための準備が鋭意行われていると認められます。

後期高齢者医療制度は、被保険者からの保険料、現役世代からの支援金、構成市町村からの負担金などによって運営されることになるわけとございますが、高齢化率の上昇によりまして、運営費全体に占める医療費の割合が増加していくことが明らかだと思っております。

したがって、今後の財政運営に当たりましては、健全財政、これを基本といたしまして、事務事業の効率的な運営に努められるように希望したいと思っております。

決算審査の意見につきましては以上でございます。

議長（河内幸夫君） ただ今の監査委員新保勝也君の意見をふまえ、認定第1号について質疑を行います。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければこれにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定しました。

(9) 議案第13号の上程、説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第6「議案第13号福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 議案第13号の提案理由についてご説明申し上げます。議案書の27ページをご覧ください。

議案第13号福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、扶養手当及び通勤手当を改定するため、条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（篠木栄君） 「議案第13号福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案説明資料、A4横のものをご覧いただきたいと思っております。説明資料の議案第13号主な内容のところの説明いたします。

扶養手当の改正でございますが、3人目以降の配偶者以外の扶養親族の支給月額を5,000円から6,000円に改めます。こちらは、これまで2人目まで6,000円、3人目以降5,000円だったものを、一律6,000円とするものでございます。

次に、通勤手当でございますが、1番、全額支給限度額を55,000円から58,000円に改めるものでございます。2番、自動車等交通用具使用職員の手当額の上限

を、44,900円から48,400円に改めるものでございます。

いずれも、県の条例改正に伴い、本広域連合においても改正するものでございます。

以上が、議案第13号の説明でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（河内幸夫君） 議案第13号の質疑を行います。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければこれにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第13号については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり決せられました。

(10)議案第14号の上程、説明、採決

議長（河内幸夫君） 次に、日程第7「議案第14号福島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 議案第14号の提案理由を説明いたします。議案書の31ページをご覧くださいと思います。

議案第14号福島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、でございますが、地方自治法第291条の7第1項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合広域計画を策定するためこの案を提出するものでございます。

内容につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河内幸夫君） 事務局長。

事務局長（篠木栄君） 「議案第14号福島県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」ご説明いたします。議案書の33ページをお開き願います。

福島県後期高齢者医療広域連合広域計画、計画期間平成19年度から平成23年度のものでございます。

次に、35ページをお開き願います。第1広域計画の概要、1広域計画策定にあたり、でございますが、前段は、医療制度改革の必要性、考え方、そして後期高齢者医療制度の運営主体としての広域連合の設立を記載してございます。後段は、本県における高齢化、医療費の状況、そして見込を記載してございます。まとめといたしまして、計画策定の目的とするところを記載してございます。

次に、2番でございますが、広域計画の趣旨でございます。36ページをお開き願います。本広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づくものでございます。なお、この規定の内容は、広域連合は、設立後、速やかに、議会の議決を経て、広域計画を作成し、構成市町村に送付するとともに、県知事に提出しなければならない旨が規定されておま

す。

次に、3番、広域計画の項目でございます。本広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について記載しております。(1)は、本広域連合と構成市町村の事務の役割分担でございます。(2)は、広域計画の実施期間でございます。(3)は、広域計画の改定について記載しております。

第2、本広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること、1、基本目標でございます。読み上げます。(1)本広域連合及び構成市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」をはじめとする関係法令の趣旨に則り、相互に協力しながら、効率的かつ的確に業務を行い住民サービスの向上に努めます。(2)県を区域とすることで、今後見込まれる医療費の増大等に対応し、適正かつ安定的な財政運営に努めます。(3)被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため構成市町村と連携し、必要な保健事業を行うよう努めます。

次に、2番、本広域連合が行う事務、こちらは、法令及び本広域連合規約に基づくものでございます。(1)被保険者の資格の管理に関する事務、(2)医療給付に関する事務、(3)保険料の賦課に関する事務、(4)保健事業に関する事務、(5)その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務、以上5点でございます。

次に、38ページをお開き願います。3番、構成市町村が行う事務、こちらも法令及び本広域連合規約に基づくものでございます。(1)保険料の徴収に関する事務、(2)被保険者の資格の管理に関する窓口事務、(3)医療給付に関する窓口事務、(4)上記に掲げる事務に付随する事務、以上4点でございます。

なお、本広域連合及び構成市町村どちらも、平成19年度につきましては、平成20年度からの後期高齢者医療制度の実施に向けて、必要な準備業務を行います。

第3、広域計画の実施期間及び改定に関すること。1、広域計画の実施期間、平成19年度から平成23年度までの5か年とし、5年ごとに、計画期間満了前に見直しを行います。2、広域計画の改定、本広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとしております。

次に、39ページ資料編でございます。40ページをお開き願います。資料の1に広域連合設立の経緯を記載しております。41ページに、資料2といたしまして、福島県後期高齢者医療広域連合規約を記載しております。次に、46ページをお開き願います。資料3、後期高齢者医療制度について、本広域連合と構成市町村との役割分担を図示しております。次に、47ページ、資料4でございますが、年齢別人口、福島県と全国との比較でございます。表の一番下のところで、75歳以上のところをご覧いただきたいと思っております。福島県の75歳以上人口が242,000人、全体に対する割合が11.6%ということで、全国の75歳以上人口が1,216.6万人、全体に対する割合が9.5%に対しまして、75歳以上の人口比率が2.1%以上高いものとなっております。

次に、48ページをお開き願います。資料5、都道府県別1人当たり老人医療費の状況でございます。表の右側、網掛けの一番上のところでございますが、福島県が全国で32位に位置しております。1人当たり老人医療費が758,000円、表の右下のところで、全国平均の1人当たり老人医療費821,000円、そちらに比較いたしまして、平均よりも若干下回っているという状況でございます。

次に、49ページ、資料6でございますが、福島県の後期高齢者医療費及び被保険者人口の動向でございます。表の中程、平成19年度をご覧くださいと思います。医療費が2,089億円、被保険者数が264,000人となっております。今後、被保険者数、医療費ともに増加が予想されております。

以上が、議案第14号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（河内幸夫君） それでは、議案第14号について質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第14号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(11)閉会の宣告

議長（河内幸夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これにて会議を閉じ、平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。（午前11時46分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年8月10日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員